

平成 24 年（ワ）第 206 号

柏崎刈羽原子力発電所運転差止請求事件

原告 吉田隆介他 131 名

被告 東京電力株式会社

2012(平成 24)年 10 月 9 日

原告ら訴訟代理人弁護士 和田 光弘

同 松永 仁

同 水内 基成

外

新潟地方裁判所第二民事部 御中

準 備 書 面 (3)

～被告の基本的な認識を問う～

原告らは、被告による本件訴状に対する認否（平成24年9月28日付け被告準備書面(1)）について検討したところ、本件訴訟を進めるにあたり、以下の諸点に対する被告の基本的な認識について確認が必要と判断した。したがって、御庁から被告に対し、以下の事項について、被告の認識・主張を釈明されたい。

1 福島第一原発事故の被害と人格権侵害について

福島第一原発事故は、17万人におよぶ福島県民が「避難」という人生の歯車を狂わされる事態に遭遇した日本の災害史上に例を見ない公害事件であり、「避難させられること」そのものが「人としてもっているはずの発展可能性」を侵害されているという意味で、原告らは人格権侵害を主張し、その再発による危険性から本件原発の稼働差止めを求めている。

にもかかわらず、被告は福島県民の避難者が単に「多数におよんだこと」「自主的に避難する者もいること」のみを認め、自らが引き起こした被害規模への基本的認識や区域外避難者の二重生活実態に対する真摯な確認を明確にしないばかりか、福島県内の子どもらの内部被曝についても「報道があったこと」を認めるのみで実態としての内部被曝そのもの否定しているかのような認否を随所に繰り返しつつ、人格権侵害事実とともに、人格権そのものも争っている。

【求釈明1】

被告は、福島第一原発事故による放射性物質の広範な飛散による福島県民に対する重大な人格権侵害そのものがないという認識か。それとも、その事実は認めるものの、本件原発に限って、福島第一原発事故のような人格権侵害はおよそ起こりえないという主張をする趣旨か。

2 本件原発の地盤における褶曲運動運動について

原告らは、本件原発は日本海東縁変動帯・歪み集中帯の中に位置しており、プレート境界の力学からも、過去の地震歴からも、周辺地域一帯においては現在においてなお活発な造構運動・複雑な地殻変動が起きていると考えられることから、「本件原発の周辺一帯は活褶曲地域である」、「日本海東縁部では、東西方向からの圧縮力を受けて活発な地殻変動が起こっており、活褶曲が存在

する」，「長岡平野西縁断層帯においては現在も褶曲運動が続いている」と主張している。

しかしながら，被告は，その点と関連する原告の主張について一部を「否認し争う」とするか「不知」などとして認否を明確にしていない。

【求釈明 2】

被告は，本件原発立地の地盤・地質構造に関して，地震惹起の基本的要因となる「褶曲運動」について，一切存在していないという認識か。それとも本件原発付近に「褶曲運動」は存在するものの，その影響は限定的であって本件原発には一切およばないという主張をするということか。

3 本件原発における中越沖地震の評価について

原告らは，中越沖地震によって，本件原発設置許可処分における安全審査で前提とされた最大仮想地震動450ガルが超えられた以上は，安全審査の大前提が覆されたものとし，加えて，同地震による本件原発損傷は金属内部の傷も含めて明らかに点検不能な機器及び設備が広範囲におよんでいると主張している。

にもかかわらず，被告は安全審査の前提が覆されたこと自体を「否認する」とし，本件原発の中越沖地震による機器及び設備の損傷そのものも「否認する」としている。

【求釈明 3】

被告は，本件原発の安全審査の想定した最大地震動450ガルが中越沖地震によって超えられ，点検不能の機器・設備が存在することを考慮しても，なお，国の安全審査を前提にした上で，中越沖地震後の各号機における機器単位，系統単位の設備健全性評価によって，プラント全体の健全性が確実に保たれているとする認識なのか。それは，本件原発の稼働を認めても差し支えない，もはや中越沖地震や福島第一原発事故の検証を進めている新潟県技術委員会の議論を経なくても安全性に問題はないと考えているという認識か。

4 本件原発における防災体制の整備について

原告らは、福島第一原発事故の被害状況を踏まえて、本件原発を含めたあらゆる原発における周辺地の域防災計画が、実際に福島県で避難を強いられた原発から半径30キロ圏内の地域はもとより、それをも超えた地域において、根本的に防災計画が見直され、確立しない以上は、原発稼働などは許されないものと主張している。

にもかかわらず、被告は、まるで加害企業としての責任を自覚しないかのようにして「原子力防災体制の整備に関して地域の理解が必要であることは認め、その余は否認ないし争う」としている。

【求釈明4】

被告は、福島第一原発事故の加害企業として、被告が運転管理するすべての原発、とりわけ原告らが問題にしている本件原発について、従前通りの防災計画で足りるとする認識でいるのか。従前の防災計画では不備があるとの認識があるとするれば、いかなる地域防災計画の必要性を認識しているのか。

5 被告の過去の過酷事故対策について

原告らは、被告が福島第一原発事故に関連して、自然災害に起因する過酷事故対策をとらず、とりわけ、津波対策についてはこれを軽視し、妨害するような工作までもしてきたことを主張し、そのような被告の過去の経緯からして、被告の安全対策は極めて疑わしいことを主張した。にもかかわらず、被告は、調査事実や各専門家の知見や指摘の存在自体を認めながらも、それに基づいた対策をとらずにいたという、原告らの主張をすべて否認している。

【求釈明5】

被告は、福島第一原発事故に関して、地震、津波など、自然災害に起因する過酷事故対策をとっていなかったとの原告主張を全面的に否認し、十分な対策をとっていたとする認識か。それとも、対策の不備についてその一部は認めた上で、現状の過酷事故対策に取り組んでいるとの認識か。

以上